博多第一幼稚園運営規程

（趣旨）

第１条　この規程は，志免町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例（平成 26 年 12 月 17 日条例第 19 号。以下「運営基準条例」という。）第 21 条の規定に基づき，施設の運営に関する重要な事項を定めるものとする。

（名称及び所在地）

第２条　学校法人博多学園が設置するこの幼稚園の名称及び所在地は博多第一幼稚園園則（昭和５１年４月１日制定。以下「園則」という。）第２条（名称）および第３条（位置）に定めるとおりとする。

（施設の目的）

第３条　博多第一幼稚園（以下「本園」という。）の目的は，園則第１条に定めるとおりとする。

（施設の運営方針）

第４条　本園は，良質かつ適切な内容及び水準の教育の提供を行うことにより，全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

２　本園は、日本モンテッソーリ協会に属し、マリア・モンテッソーリの教育理念に基づき「子どもの自立を考え、責任感と他者への思いやりを培い、生涯学び続ける姿勢を持った人間に育てる」ことを大切に生きる力を育む。また、異年齢教育を通して、愛しみ、尊敬する気持ちをもって人と関わる中で多様性を認め合う気持ち、自尊心を育む。

３　本園は，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，福岡県，志免町，小学校，他の幼稚園，保育所等，地域子ども・子育て支援事業を行う者，他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

４　本園は，教育基本法（平成 18 年法律第 120 号），学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号），子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号），幼稚園設置基準（昭和 31 年文部省令第 32 号），運営基準条例その他関係法令を遵守し運営を行う。

（提供する教育の内容）

第５条　本園の保育課程は園則第９条に定めるとおりとする。

（職員の職種，員数及び職務の内容）

第６条　本園が教育を提供するにあたり配置する職員の職種，員数は園則第１１条に定めるとおりとする。

２　園則第１１条に定める職員の職務は，学校教育法その他の関係法令に定めるところによる。

（教育を提供する日及び時間等）

第７条　本園の教育を行う日及び時間等は，園則第１０条に準じ、次のとおりとする。

（１） 教育・保育を行う日

本園の教育・保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。

（２） 休業日

休業日については園則第８条に定めるとおりとする。

（３） 保育時間

保育時間については園則第１０条に定めるとおりとする。

（利用者負担その他の費用の種類）

第８条　教育・保育給付認定保護者（以下「保護者」という。）は，保護者の居住する市町村の長が定める利用者負担額を当園に支払うものとする。

２　運営基準条例第 13 条第３項の規定により，本園の教育の質の向上を図るため，園則第１７条に定める費用について，保護者から費用の負担を受けるものとする。

３　前２項に定めるもののほか，教育において提供する便宜に要する費用として園則第１８条に定める費用について，本園は保護者から実費の負担を受けるものとする。

４　前項に定めるもののほか，教育において提供する便宜に要する費用として保護者から実費の負担を受ける必要が生じたときは，金額，使途及び負担を求める理由を保護者に説明し，同意を得たうえで負担を求めることができる。

（利用定員）

第９条　本園の利用定員は，次のとおりとする。

満３歳以上児　　３６５人

（利用の開始及び終了に関する事項等）

第 10 条　本園は，保護者から本園の利用について申し込みがあったときは，次に掲げる理由がある場合を除き，これに応じる。

（１）利用定員に空きがない場合

（２）利用定員を上回る利用の申込みがあった場合

（３）当該利用申込みを行った保護者又は幼児に特別な事情があると認められ，本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

２　前項第２号の場合は，次の方法により選考を行い，園長が入園者を決定する。

（１）未就園児クラス（リトルプレイルーム）に在籍している者は第１優先して入園させる。

（２）在園、もしくは卒園した兄弟姉妹児を第２優先して入園させる。

（３）その他の者は先着順により先行し、入園させる。

３　前２項に掲げるもののほか，本園の入園，退園，転園、休園，修了等に関する事項は，園則第１３条（入、退、転園）、第１４条（休園）、第１５条（修了）に定めるとおりとする。

（緊急時における対応方法）

第 11 条　本園の職員は，教育の提供時に，園児の体調の急変その他緊急事態が生じたときは，当該園児の保護者等に連絡するとともに，学校医又は当該園児の主治医に相談する等の措置を講じる。

２　教育の提供により事故が発生した場合は，志免町及び当該園児の保護者等に連絡するとともに，必要な措置を講じる。
３　本園は，事故の状況や事故に際して講じた措置について記録するとともに，事故発生の原因を解明し，再発防止のための対策を講じる。
４　本園は，園児に対して，教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）
第 12 条　本園は，非常災害に備えて，非常災害に関する具体的な計画を立て，防火管理者等を定め，非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し，それらを職員に周知するとともに，年２回以上，避難訓練及び消火訓練その他必要な訓練を実施する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）
第 13 条　本園は，園児の人権の擁護，虐待の防止等のため，責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに，職員に対する研修の実施等の措置を講じる。

附　則

１　この規程は，令和７年４月１日から施行する。